

【厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】

適用する 組合員期 間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 ^{注1} ＼	0.475 ＼	0.238 ＼	10.00 ＼	0.5 ＼	0.25 ＼
	7.125	1.425	0.713	7.5	1.50	0.75
平成15年 4月以後	7.308 ＼	0.365 ＼	0.183 ＼	7.692 ＼	0.385 ＼	0.192 ＼
	5.481	1.096	0.548	5.769	1.154	0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 15年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を15年3月以前の期間と15年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金に免除保険料に見合う以上の代行給付を行う部分が生ずるようになったことから、経過的な財政調整措置として政府が負担することとなった額をいう。すなわち、昭和61年4月以降基金が代行する年金給付は、生年月日別に10/1000～7.5/1000の乗率に改定された（従前は一律10/1000）。これに伴い、免除保険料率は、一律に給付乗率10/1000から国庫負担を差し引いた8/1000分を基準に算定されていたものが、改正後は給付乗率7.5/1000を基準として算定されることとなった。このような関係から、生年月日に応じて定められた新給付乗率が、昭和61年4月前の期間については8/1000、昭和61年4月以降の期間については7.5/1000を超える部分の費用については、免除保険料以上の代行給付を行うこととなる。そのため、基金がその給付を行う際に、厚生保険特別会計から政府負担金として支出されることとなったものである。

○総合費用率

実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬月額総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬月額総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○代行部分

厚生年金基金が老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、国に代わって支給する部分のことである。厚生年金基金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、物価水準の変動に対応した給付改善分であるスライド部分、及び過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分である再評価部分を除いた部分を、国に代わって支給する仕組みとなっている。厚生年金基金が代行部分に加えて独自に上乗せしている給付はプラス・アルファ部分と呼ばれる。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和34年、同37年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国と地方公共団体等が事業主として負担している額のことである。整理資源ということもある。

○積立金相当額納付金

平成9年4月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金、及び平成14年4月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

○積立度合

前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○積立比率

実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち自前で財源を賅わなければならない部分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

○独自給付費用率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬月額総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{被保険者・組合員の標準報酬月額総額}} \times 100$$

※独自給付費のうち国庫・公経済が負担する分は、「国庫・公経済負担－基礎年金拠出金の3分の1」である。

$$\begin{aligned} & \text{独自給付費} - \text{「独自給付費のうち国庫・公経済が負担する分」} \\ & = (\text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}) - (\text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金の3分の1}) \\ & = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金の3分の2} \end{aligned}$$

○特別国庫負担

本文「図表 2-1-14」の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基礎年金拠出金の3分の1に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又はみなし基礎年金給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及びみなし基礎年金給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。

[⇒補足2 国庫が負担する費用一覧 参照]

○特別支給の老齢・退職年金

昭和61年の年金改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳の間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金^注」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成26年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金のうち女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

[⇒図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照]

注 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

○年金種別費用率

実質的な支出の中で自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額の、標準報酬月額総額に対する比率である。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬月額総額}} \text{のうち老齢給付に相当する額}$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬月額総額}} \text{のうち障害給付に相当する額}$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬月額総額}} \text{のうち遺族給付に相当する額}$$

（注：拠出金は、老齢給付・障害給付・遺族給付のいずれにも含まれない）

年金制度の成熟の度合を示す指標である年金扶養比率を見る際に、遺族年金や障害年金を受給している人数が含まれていないことから、年金扶養比率を補完する指標として新たに考案された指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち、全額支給停止されていない者）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んで表章している。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

〔補正された年金扶養比率 参照〕

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入，年金保険者拠出金」の項を参照。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、基金代行支給分が含まれている。

○包括信託

財産（金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権・土地の貸借権）について、種類を異にする2以上の財産を1の信託行為により引き受ける信託。

（例えば、金銭と有価証券を同時に信託するといった場合。）

○補正された年金扶養比率

年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除したものである。ここで、支出額とは

支出額＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金
のことである。

$$\text{補正された年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

国共済、地共済においては、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことにより、制度発足当初から年金受給者が多く発生する仕組となっている。そのため、年金扶養比率が低くなる。この影響を除くため、恩給公務員期間等に係る給付費用である「追加費用」を用いて補正を行ったものである。

【参考】国共済の年金扶養比率

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
年金扶養比率	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85	1.81
補正された年金扶養比率	3.15	3.01	2.99	2.94	2.83	2.73	2.61	2.53

出所 社会保障審議会年金数理部会「財政状況－国家公務員共済組合－」各年度

○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

○免除保険料

厚生年金基金ごとに定められている「免除保険料率」に相当する額のことである。厚生年金基金は厚生年金の給付の一部を国に代わって支給（代行給付）することから、厚生年金基金の加入員の厚生年金の保険料は、代行給付を賄うために必要な保険料率を基に決定される「免除保険料率」を控除した保険料率で計算するものとされている。

注 免除保険料率は2.4%～3.0%（平成17年4月からは2.4%～5.0%）の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定。

○有価証券信託

信託の引受に際し、有価証券を信託財産として受け入れる信託。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）も含む）新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

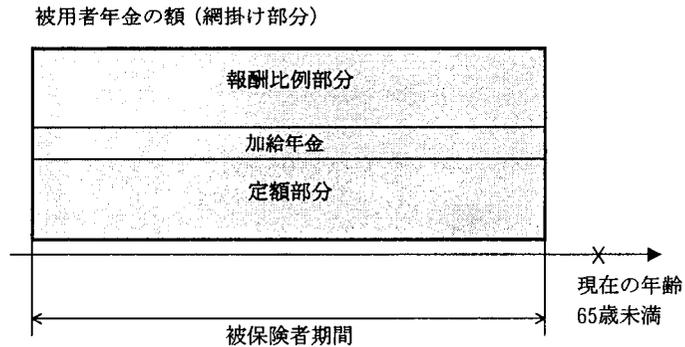
通老・通退相当とは、老齢・退年相当に該当しない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

図1 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

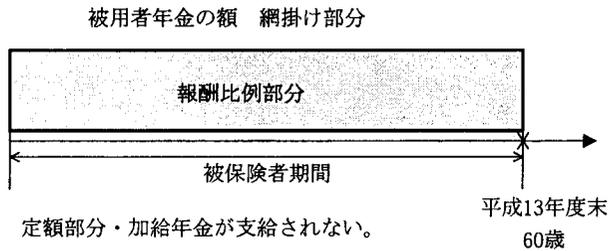
1 新法年金

・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者(大正15年4月2日以降生まれ)の老齢・退職年金

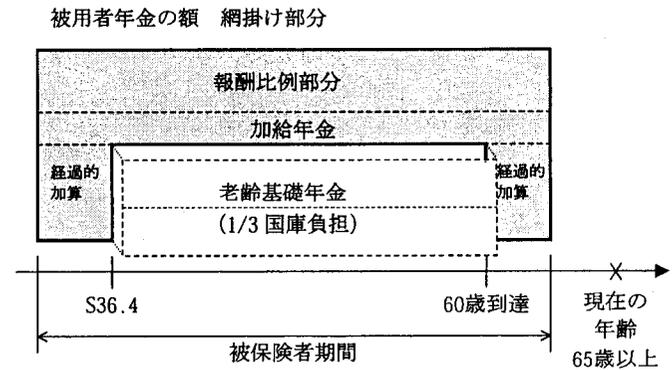
(1) 65歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金



ただし、平成13、14年度末時点で60歳の者(厚生年金にあつては男性に限る)の場合、定額部分・加給年金の支給開始年齢が61歳である。



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金 (旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金)

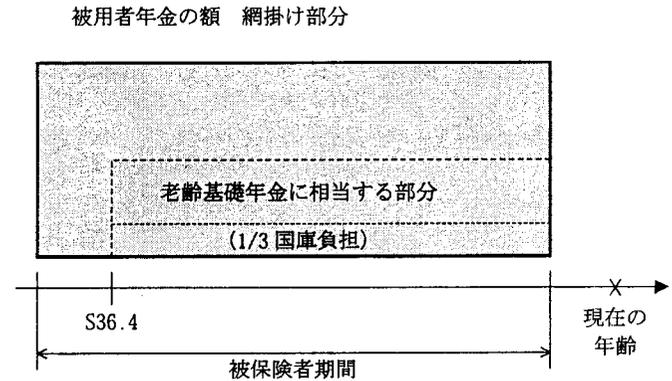


図2 公的年金制度の財政収支（概念図）

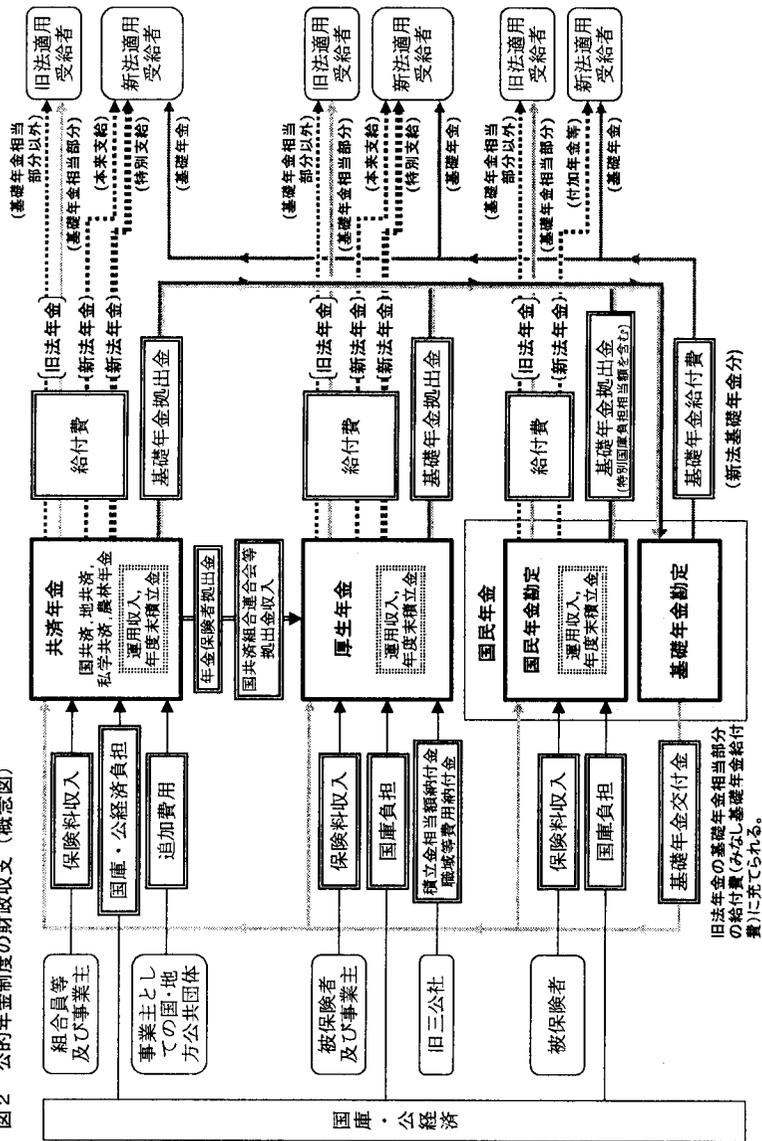
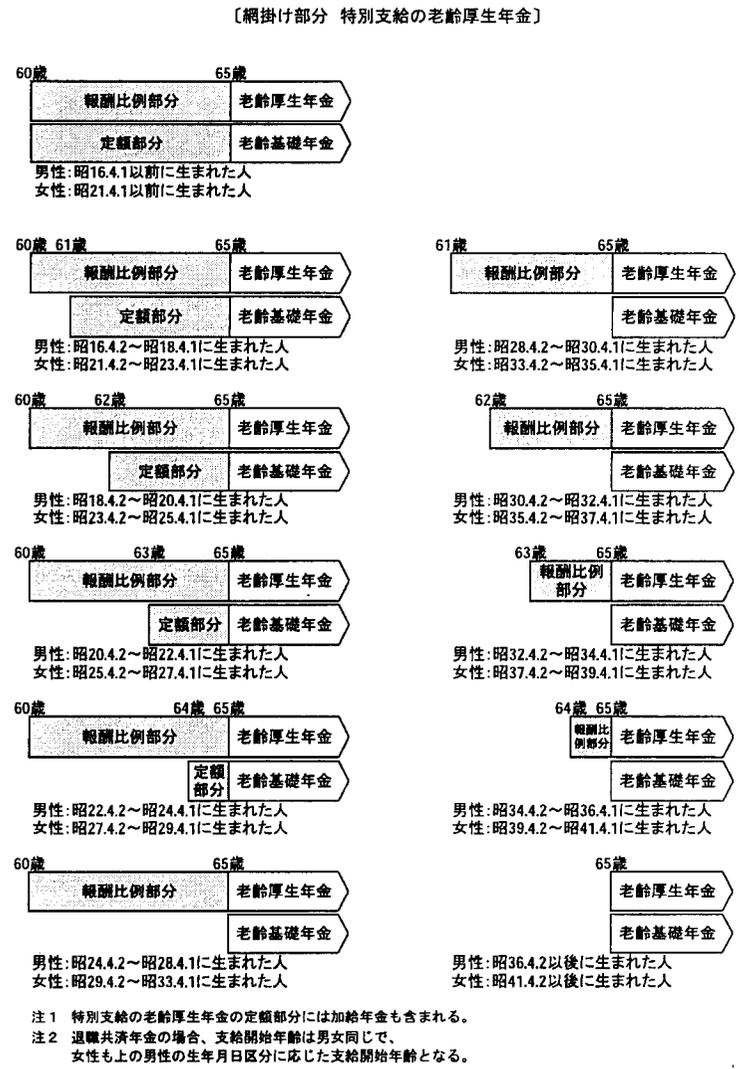


図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢



補足 1

平成 11 年財政再計算における被保険者数・組合員数の将来見通しについて

共済各制度は、平成 11 年財政再計算において、組合員数の将来見通しを以下のように複数設定している。なお、厚生年金の被保険者数の将来見通しは、将来推計人口（平成 9 年推計、国立社会保障・人口問題研究所）の中心推計と労働力率見通し（平成 10 年 10 月労働省推計）を用いて作成されている。

1 国共済

- (1) 組合員数が 112.2 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口(総数)と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

2 地共済

- (1) 組合員数が 332.6 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

3 私学共済

- (1) 組合員数が、平成 14 年度以降、42.3 万人(平成 14 年度末見込み)で一定と仮定した場合
- (2) 学齢人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

4 農林年金

- (1) 組合員数が 47.1 万人(平成 6 年度末から 10 年度末までの間の組合員数の減少が平成 12 年度末まで同じ傾向で進むとした場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (2) 組合員数が 46.1 万人(平成 6 年度末組合員数を 5 万人削減するという目標どおりに削減が進んだ場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (3) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (4) 平成 12 年度末の組合員数が 48.2 万人(平成 10 年度末組合員数)で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (5) 平成 12 年度末の組合員数が 46.1 万人で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

補足 2

国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる 3 分の 1 国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用^{*1、*2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の 1/3^{*3} [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第 85 条第 1 項第 1 号]
- 基礎年金の給付に要する費用^{*1、*2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の 1/3^{*3} [厚生年金保険法第 80 条第 1 号、第 94 条の 2 第 1 項]

- ※ 1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（みなし基礎年金給付費）を含む。
 - ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 4 項）
 - ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 3 項）
- ※ 2 ただし、次の 2 で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることからここからは除かれる。[第 85 条第 1 項第 1 号、昭 60 附則第 34 条第 2 項]
- ※ 3 平成 16 年年金制度改正により、平成 21 年度までに基礎年金への国庫負担割合が 3 分の 1 から 2 分の 1 に上げられることとされている。

2 3 分の 1 国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第 85 条第 1 項第 2 号]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/4 [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 14 年 4 月 1 日より）
- 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の 40/100 [第 85 条第 1 項第 3 号]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（40/100）[昭 60 附則第 34 条第 1 項第 2 号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 3 号]

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 1 号]

(旧法国民年金)

- 旧国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち 20/100 (第 3 種被保険者期間については 25/100) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]

参考資料

平成14年度財政状況報告（制度所管省報告内容）

目次

- 1 平成14年度財政状況－厚生年金、国共济、地共济、私学共济、
国民年金(基礎年金)－（制度所管省報告内容）…………… 参-1

目次

- ・厚生年金保険…………… 参-1
- ・国家公務員共济組合…………… 参-1
- ・地方公務員共济組合…………… 参-1
- ・私立学校教職員共济制度…………… 参-1
- ・国民年金（基礎年金）…………… 参-1